

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

平成17年2月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う主な内容は、以下のとおり。

◇紙類

- 紙類のうちバージンパルプを配合するフォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、ジアゾ感光紙、印刷用紙について、違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を追加

◇文具類

- 公印、印箱及び鍵かけの3品目を追加
- メディアケースについては、判断の基準にスリムタイプ、植物由来プラスチックを追加
- OAフィルターについては、製品の製造状況を踏まえ、枠ありの製品に限るとともに、判断の基準に植物由来プラスチックを追加
- 文具類のうち主要材料が木質又は紙に該当する品目について、違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を追加
- プラスチック重量の割合が高い品目及び紙を主材料とする品目について次年度に判断の基準の見直しに係る検討を実施する旨備考に記載

◇機器類

- 機器類のうち主要材料が木質又は紙に該当する品目について、違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を追加

◇OA機器

- 記録用メディア（CD-R、DVD±R等）を品目として追加。なお判断の基準はケースに適用
- 一次電池又は小形充電式電池を品目として追加
- ディスプレイについて、国際エネルギースタープログラムの改定に伴い、判断の基準を見直し。電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示に係る配慮事項を追加
- コピー機等について、特定化学物質を使用しない製品及びリユース機とする「配慮事項」を追加
- リユースに配慮したコピー機等について、配慮事項に追加するとともに、次年度において判断の基準とする旨備考に記載
- 今後、トナーカートリッジの特定調達品目への追加の適否に係る検討を実施する旨備考に記載

◇家電製品

- 電気冷蔵庫等について、基準エネルギー消費効率に係る基準を削除（省エネ法の目標年度のため）。電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示に係る配慮事項を追加

◇エアコンディショナー等

- エアコンディショナーについて、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示に係る配慮事項を追加

◇温水器等

- 電気給湯器について、タンク容量 240 ℓ未満の除外規定を削除

◇照明

- 「蛍光管」を「ランプ」に変更するとともに、電球形状のランプを品目として追加（LED ランプ又は電球形蛍光ランプ等）

◇自動車等

- 自動車について、税制改正（案）による自動車税等の軽減対象の変更に伴い、判断の基準を見直し
- 「VICS 対応車載機」を「カーナビゲーションシステム」に変更するとともに、判断の基準の表現を適正化
- 一般公用車用タイヤを品目として追加
- 2サイクルエンジン油を品目として追加

◇インテリア・寝装寝具

- ベッドフレームのうち木質又は紙に該当する品目について、違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を追加

◇公共工事

- 銅スラグ又はフェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材を追加
- ビニル系床材の追加
- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材をアスファルト混合物及び路盤材として再整理
- エコセメントの判断の基準に数値基準を設定
- 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）の判断の基準の見直し（透水性確保のための粗骨材の混入率をあげる場合）
- 環境配慮型道路照明の判断の基準の見直し（電力消費量の削減率）

- 品目名を「排水用再生硬質塩化ビニル管」から「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」に変更するとともに、判断の基準を見直し
- 建設汚泥再生処理工法の判断の基準の見直し
- 製材、集成材、合板、単板積層材、パーティクルボード、繊維板及び木質系セメント板について、違法伐採対策に係る判断の基準及び配慮事項を追加

◇役務

- 庁舎管理等として庁舎管理及び清掃を追加
- 食堂の判断の基準に「繰り返し使用できる食器が使われていること」を追加
- 更生タイヤの対象を明確化するとともに、配慮事項の表現を変更

特定調達品目及びその判断の基準等（案）

（変更箇所抜粋）

（注１）現行基準等（平成１７年２月閣議決定）からの変更箇所

（注２）削除・追加の箇所には、**取消線**又は**下線**を付している。

２．紙 類

（１）品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
フォーム用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

インクジェットカラープリンター用 塗工紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 ③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
ジアゾ感光紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。 ③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考) バージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年〇月〇日)に準拠して行う。

なお、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

【印刷用紙】

印刷用紙 (カラー用紙を除く)	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ③塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 ④塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であること。 ⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
印刷用紙(カラー用紙)	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考) バージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年〇月〇日)に準拠して行う。

なお、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

【以下、変更なし】

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材が使用されていること。 <u>③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</u> 【配慮事項】 ①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 <u>②金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u> <u>③金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u> 注） 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。
印箱	
公印	

クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。<u>また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u> 【配慮事項】 ①粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。<u>また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u> 【配慮事項】 ○バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
メディアケース （FD・CD・MO用）	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること。 ③植物を原料とするプラスチックが使用されていること。
OAフィルター （枠あり）	【判断の基準】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。

ファイル	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。<u>また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</u>それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあっては、上記要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 【配慮事項】 ①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
バインダー	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。<u>また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</u>それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 ②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。<u>また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</u> 【配慮事項】 ○バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

窓付き封筒（紙製）	【判断の基準】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。<u>また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</u>〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 【配慮事項】 ○バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
けい紙	【判断の基準】 ●古紙パルプ配合率70%以上であること。<u>また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</u> ●塗工されているものについては塗工量が両面で30 g/m²以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。 【配慮事項】 ○バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
起案用紙	
ノート	
鍵かけ	

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステーブラー」には、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数とする。

- 7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 8 市場において文具類に係る判断の基準を満足する製品が増加していること、及びさらなる環境負荷低減を図るため、プラスチックを主材料とする品目のうち製品の全体重量に占めるプラスチック重量の割合が高い品目及び紙を主材料とする品目の判断の基準については、次年度検討の上、可能な品目から見直しを行うこととする。
- 9 木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。
なお、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

【以下、変更なし】

4. 機器類

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、<u>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材が使用されており、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</u> ③紙の場合にあっては、<u>紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</u> 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ④<u>金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u> ⑤<u>金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u>
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

4 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

5 木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。

なお、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

【以下、変更なし】

5. OA機器

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 <共通事項> 古紙パルプ配合率 100%の再生紙に対応可能であること。 <個別事項> ①コピー機 ア. コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあっては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「※」の欄にあっては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。）。 イ. 大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあっては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機 ア. 複合機（大判複合機を除く。）にあっては、表 4 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. 大判複合機にあっては、表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③拡張性のあるデジタルコピー機 ア. 拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあっては表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあっては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「※」の欄にあっては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。）。 イ. 拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①トナーカートリッジ方式の場合、使用済トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑦特定化学物質についての使用が制限されたコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機（以下、「コピー機等」という。）であること。
--	--

	と、又は、リユースに配慮したコピー機等であること。ただし、リユースに配慮したコピー機等については特定化学物質についての使用制限は適用しないこととし、表１～７の基準（平成17年度基準）を満たすものであること。
--	---

- 備考) 1 表１中「◆」を記した区分のものは、本項の判断の基準の対象とする「コピー機」及び「拡張性のあるデジタルコピー機」に含まれないものとする。
- 2 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2 サイズ又は 17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 4 特定化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテル（デカブロモジフェニルエーテルを除く。）をいう。
- 5 特定化学物質の使用については、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。
- 6 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、「部品リユース型機」又は「再生型機」を指す。
- 1) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 2) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
- 7 配慮事項の⑦については、次年度に、判断基準への格上げを検討する。
- 8 今後、トナーカートリッジ（インクジェット用インクカートリッジを含む。）の特定調達品目への追加の適否を検討することとする。

【以下、変更なし】

5-2 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ①プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし②から④までを除く。）にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあっては、表3に示された基準を満たすこと。 ④大判プリンタにあっては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ⑤古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能であること。 【配慮事項】 ①使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------------------------------	--

- 備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2 サイズ又は 17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 【判断の基準】①～④において 2000 年 10 月 31 日までにその出荷が開始された製品については、表5に示された基準を満たすこと。
- 4 今後、トナーカートリッジ（インクジェット用インクカートリッジを含む。）の特定調達品目への追加の適否を検討することとする。

【以下、変更なし】

5－6 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 <u>⑤特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを始めラベル等で容易に確認できる製品であること。</u>
--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管するよう努めること。

表 ディスプレイに係るオンモード消費電力等の基準

オンモード（稼働時） 消費電力	移行時間	スリープモード 消費電力	オフモード 消費電力
$\leq 23W$ （1メガピクセル未満） $\leq 28XW$ （1メガピクセル以上）	≤ 30 分	$\leq 2W$	$\leq 1W$

- 備考) 1 「X」はメガピクセル（総画素）数であり、式で得られる消費電力は最も近い整数に切り上げるものとする。
- 2 「オンモード（稼働時）消費電力」とは、製品が電源に接続されて画像を生成する状態をいう。
- 3 「スリープモード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態であり、ユーザーまたはコンピュータからの指令によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 4 「オフモード」とは、製品が電源に接続された場合に、画像を表示せず、ユーザーまたはコンピュータからの直接信号によって、オンモードに切り替えられる状態をいう。
- 5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則の一部を改正する細則別表第2による。
- 6 ディスプレイの消費電力が常に表に掲げるスリープモード及びオフモードの消費電力以下に維持される場合も基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、スリープモードを経ず、直接オフモードに移行してもよい。

【以下、変更なし】

5－9 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の 30%以上使用されていること。 ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケース、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③植物を原料とするプラスチックが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM とする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

5－10 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最低平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。 【配慮事項】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、日本工業規格 C8500 の表 2 に規定する形状及び寸法を表す記号のうち「固有の記号」R20（単 1 形）、R14（単 2 形）、R6（単 3 形）又は R03（単 4 形）とする。

2 「最低平均持続時間」は、日本工業規格 C8501 又は C8511 に規定する方法に準拠して決定するものとする。

表 一次電池に係る最低平均持続時間

固有の記号	形状の通称 (参考)	負 荷 抵 抗 (Ω)	最 低 平 均 持 続 時 間	
			初 度	12か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
R20	単 1 形	2.2	810分	725分
		3.9	25時間	22時間
		10	81時間	72時間
		2.2	15時間	13時間
		1.5	450分	405分
R14	単 2 形	3.9	770分	690分
		6.8	23時間	20時間
		20	77時間	69時間
		3.9	12時間	10時間
R6	単 3 形	43	60時間	54時間
		3.9	4.0時間	3.6時間
		10	11.5時間	10.0時間
		1000mA (放電電流)	200回	180回
		24	31時間	27時間
R03	単 4 形	5.1	130分	115分
		24	14.5時間	13.0時間
		10	5.0時間	4.5時間
		75	44時間	39時間
		600mA (放電電流)	140回	125回

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単 1 形から単 4 形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

6. 家電製品

6-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑥特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブ を始めラベル 等で容易に確認できる製品であること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの
- ④電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、配慮事項の⑥については、電気冷凍庫には適用しない。

4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管するよう努めること。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及電気冷凍冷蔵庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7. エアコンディショナー等

7-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】 ①冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表1に示された区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率を下回らないこと。 ③冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブを 始め ラベル等で容易に確認できる製品であること。
------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kWを超えるもの
 - ②水冷式のもの
 - ③圧縮用電動機を有しない構造のもの
 - ④電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
 - ⑤機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
 - ⑥専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
 - ⑦スポットエアコンディショナー
 - ⑧車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑨室外熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの
 - ⑩冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
 - ⑪高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
 - ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 配慮事項の④については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

4 各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管するよう努めること。

【以下、変更なし】

8. 温水器等

8-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

電気給湯器	【判断の基準】 ①ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------	--

備考) 1 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。(単位：kW)

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。(単位：kW)

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件 (単位：℃)
外気温度 (DB/WB)	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。(単位：℃)

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。(単位：℃)

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気給湯器の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

9-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光ランプ (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形(Hf)であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形形状のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①LED ランプである場合は、定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②LED 以外の電球形形状のランプ（電球形蛍光ランプを含む。）である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。 イ．電球形蛍光ランプにあっては、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 ウ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形形状のランプ」は、ソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。

2 電球形形状のランプにおいて「使用目的に不都合がある」とは、人感センサー、調光機能の付いた機器及び非常用照明等で適切な性能を確保できない恐れがある場合とする。なお、その場合には、用途に適したランプを選択すること。

3 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する LED 使用の電球形形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形形状のランプとする。

4 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、初期の光度が 70%まで減衰するまでの時間とする。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

10. 自動車等

10-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥ガソリン車 ア. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。 ⑦ディーゼル車 ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。 ⑧LPガス車 ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。 【配慮事項】 ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。
-----	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち①から⑤については二輪車を、⑥から⑧については二輪車及び重量車を除く。）とする。
- 2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員 10 名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあつては表 3 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準⑥、⑦又は⑧の自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上	
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上	
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上	
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上	
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上	
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上	
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上	
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上	
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上	

表2 ディーゼル乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
車両重量が1,016kg未満	18.9km/L以上	
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/L以上	
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/L以上	
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/L以上	
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/L以上	
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/L以上	
車両重量が2,266kg以上	8.7km/L以上	

表3 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上	
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上	
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上	
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上	
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上	
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上	
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上	
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上	
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上	

表4 ガソリン貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/L以上
			構造B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/L以上
			構造B	16.7km/L以上
		828kg以上		15.5km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	18.9km/L以上
			構造B	16.2km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	16.5km/L以上
			構造B	15.5km/L以上
		828kg以上		14.9km/L以上
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
			構造B	12.3km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/L以上
				9.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	12.5km/L以上
			構造B	11.2km/L以上
		1,266kg以上		10.3km/L以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

- ①最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
- ②乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- ③運転者室の前方に原動機を有し、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式			17.7km/L以上
	手動式以外のもの			15.1km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	17.4km/L以上
			構造B	14.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		12.5km/L以上
		1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
			構造B	12.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/L以上
		1,516kg以上1,766kg未満		10.8km/L以上
		1,766kg以上		9.9km/L以上

表6 LPガス貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
	828kg以上			12.1km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A
	構造B			12.7km/L以上
	703kg以上 828kg未満		構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
	828kg以上			
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
	1,516kg以上		7.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

(2) 目標の立て方

- ①一般公用車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。
- ②一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)においても目標を立てるものとする。

ア．電気自動車

イ．天然ガス自動車

ウ．メタノール自動車

エ．ハイブリッド自動車

オ．燃料電池自動車

カ．認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあっては表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を、ディーゼル乗用自動車にあっては表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあっては表 3 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

10-2 ITS対応車載器

(1) 品目及び判断の基準等

ETC対応車載器	【判断の基準】 ○ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
カーナビゲーションシステム	【判断の基準】 ○走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 ①走行中の自動車の現在位置・進行方向 ②周辺の道路交通状況に関する現在情報（VICS機能）

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総数（個数）とする。

10-3 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

一般公用車用タイヤ	【判断の基準】 ① 転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤであること。 ② スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-----------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一般公用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「一般公用車」とは、通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。
- 3 「転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤ」とは、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者の従来型製品に比べ転がり抵抗が10%以上低減されているタイヤとする。なお、転がり抵抗の低減率と燃費効率の向上率とは必ずしも同一ではない。
- 4 現段階の転がり抵抗の算出に係る測定条件は、当該タイヤの製造事業者又は販売事業者が「タイヤ公正取引協議会」に届け出た方法によるものとする。
- 5 判断の基準②は、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるタイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

10-4 エンジン油

(1) 品目及び判断の基準等

2 サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内に60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/l以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
-------------	---

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

- ・ 301B (CO₂発生試験)
- ・ 301C (修正 MITI (I) 試験)
- ・ 301F (Manometric Respirometry 試験)

※ASTM（アメリカ材料試験協会）

- ・ D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)
- ・ D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、または潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS（日本工業規格）

- ・ K 0102 (工場排水試験方法)
- ・ K 0420-71 シリーズ (10、20、30)

(水質-淡水魚〔ゼブラフィッシュ（真骨類，コイ科）〕に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部：止水法、第2部：半止水法、第3部：流水法)

※OECD（経済協力開発機構）

- ・ 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製されたWAF（水適応性画分）やWSF（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96 時間LL₅₀ 値が 100mg/l以上であること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。

13. インテリア・寝装寝具

13-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

ベッドフレーム	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②木質の場合にあっては、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源、又は原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材が使用されており、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、$0.02\text{mg}/\text{m}^3\text{h}$以下又はこれと同等のものであること。 <u>③紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u> 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ③金属を除く主要材料が木質の場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ④金属を除く主要材料が紙の場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
---------	---

マットレス	【判断の基準】 ①主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ポリエステルの使用している繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ウ. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの。

エ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

5 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

8 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

10 木質材料及びバージンパルプの合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。

なお、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に

契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

【以下、変更なし】

17. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 ○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。
------	---

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	再生骨材等	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	

混合セメント	高炉セメント
	フライアッシュセメント
セメント	エコセメント
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料	下塗用塗料（重防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
土木用シート	再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）
園芸資材	バークたい肥
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
道路照明	環境配慮型道路照明
タイル	陶磁器質タイル
建具	断熱サッシ・ドア
製材等	製材
	集成材
	合板
	単板積層材
再生木質ボード	パーティクルボード
	繊維板
	木質系セメント板
ビニル系床材	ビニル系床材
断熱材	断熱材

		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	
		配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			水洗式大便器	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	目的物	高機能舗装	排水性舗装	表5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ○建設汚泥から再生された処理土であること。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。

備考)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

舗装材

再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）

【判断の基準】

①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。

②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。

【配慮事項】

○重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
建材廃材（汚泥を除く。）	
廃ガラス	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	【判断の基準】					
	①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。					
	②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。					
	【配慮事項】					
	○重金属等有害物質の含有や、施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壌の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。					
	別表					
	<table><tr><td>再生材料の原料となるものの分類区分</td><td>前処理方法</td></tr><tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">熔融スラグ化</td></tr><tr><td>下水道汚泥</td></tr></table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法					
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化					
下水道汚泥						

道路照明	環境配慮型道路照明	【判断の基準】 ○高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。 【配慮事項】 ○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。
------	-----------	--

製材等	製材	【判断の基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること。 ②①以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当って生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。 【配慮事項】 ○原料として使用される原木（間伐材、林地残材、小径木を除く。）は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
	集成材 合板 単板積層材	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木はその伐採に当って生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当って生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は供給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 木質材料の合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年〇月〇日)に準拠して行う。

なお、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法な木材であることの証明は不要とする。

再生木質 ボード	パーティクル ボード	【判断の基準】 ①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。） ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
	繊維板	
	木質系セメント板	

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

2 木質材料の合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係わる確認については、林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年〇月〇日)に準拠して行う。

なお、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要とする。

ビニル系床材	ビニル系床材	【判断の基準】 ○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。
--------	--------	---

備考) JISA5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 PF に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

配管材	排水・ <u>通気</u> 用再生硬質塩化ビニル管	【判断の基準】 ○建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 ○建物屋内の通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	---------------------------	---

備考) 「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の判断の基準は、建物屋内外の排水用及び建物屋内の通気用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。

18-3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	【判断の基準】 ① 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ごみを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ② 繰り返し利用できる食器が使われていること。 【配慮事項】 ① 生ごみ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ② 生分解性の生ごみ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ごみと一緒にコンポスト処理されること。
----	--

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

18-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	【判断の基準】 ○第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 【配慮事項】 ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------------	---

備考） 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、日本工業規格 D4202 に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又は D6401 に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として調達されるものを含む。）の総件数とする。

18-6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理 清掃	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○庁舎管理又は清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ＜個別事項＞ ①庁舎管理 空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況を集計し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提言が行われるものであること。 ②清掃 ア．洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 イ．ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 【配慮事項】 ①庁舎管理に空気調和設備のメンテナンスを含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏洩の防止及び充填等作業に伴う大気放出の抑制に努めること。 ②清掃に用いる洗剤、ワックス等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ③ごみの回収量を毎月集計し、前月比で著しく増加した場合は、その原因及び対応方策について提言を行い改善に努めること。 ④補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ⑤庁舎管理又は清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。
-----------------------	---

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する庁舎管理業務及び清掃業務の総件数に占める基準を満たす庁舎管理業務及び清掃業務の件数の割合とする。